

個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等 支払報告書の光ディスク等化取扱要領

地方税法第317条の6第5項第1号並びに第2号及び同法第317条の6第7項に基づき、釧路市と特別徴収義務者が取り扱う給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等化について、光ディスク等の規格・ファイルの仕様等、具体的態様は次のとおりとする。

I. 特別徴収義務者が取り扱う給与支払報告書について

1. 光ディスク等の規格

提出することができる磁気ディスク（FD）及び、光ディスク（CD・DVD）は、次に掲げるものとする。

種 類		FD	CD	DVD
サイズ		3. 5 インチ	1 2 c m	1 2 c m
規格		2 H D	C D - R	D V D - R
記憶容量		1. 4 4 M B	6 5 0 M B	片面4. 7 G B
記 録 形 式	フォーマット	M S - D O S （ F A T 形式）	ISO 9660(Level2)/Joliet※	
	ファイル形式	C S V （カンマ区切形式）		
記録コード		シフト J I S		
漢字水準		J I S 第 1 水準及び第 2 水準		

※ 書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

※ FDは平成28年12月31日までに承認したもののみとする。

2. ファイルの仕様

ファイル名は、「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

（例）2枚のFDに分けて提出する場合

- ・ 1枚目のFDに格納するファイル名 「315dat01.txt」
- ・ 2枚目のFDに格納するファイル名 「315dat02.txt」

3. レコードの内容

	項目名	入力文字基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</
--	-----	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

[illegible]

[illegible]

	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127
	控除対象扶養親族（４）				16歳未満の扶養親族（１）				16歳未満の扶養親族（２）				16歳未満の扶養親族（３）			
項目名	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号
入力文字基準	全角・ 30 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 2 文字	半角・ 12 文字	全角・ 30 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 2 文字	半角・ 12 文字	全角・ 30 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 2 文字	半角・ 12 文字	全角・ 30 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 2 文字	半角・ 12 文字
	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
項目名	16歳未満の扶養親族（４）				青色専従者				条約免除				指定番号			
	フリガナ	氏名	区分	個人番号	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号				支払を受ける者のフリガナ				受給者番号			
項目名	16歳未満の扶養親族（４）				普通徴収				提出先市町村コード				所得金額調整控除額			
	フリガナ	氏名	区分	個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号				半角・ 60 文字以内				基礎控除の額			
入力文字基準	全角・ 30 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 2 文字	半角・ 12 文字	全角・ 100 文字以内	全角・ 100 文字以内	半角・ 1 文字	半角・ 1 文字	半角・ 1 文字	半角・ 60 文字以内	半角・ 25 文字以内	半角・ 6 文字	半角・ 12 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 1 文字

4. レコード作成要領

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
1	法定資料の種類	「315」を記録する。
2	整理番号 1	税務署から連絡されている「整理番号 1 (10 桁の数字)」を記録する (記録を省略しても差し支えない。)
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録する。
4	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例) 「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号 2	税務署から連絡されている「整理番号 2 (13 桁の数字)」を記録する (記録を省略しても差し支えない。)
8	提出者の住所 (居所) 又は所在地	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称	記録を省略する。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9 年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
12	[支払を受ける者] 住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。

15	役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	同上
17	支払金額	同上（注）未払金額を含む。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	同上
20	所得控除の額の合計額	同上
21	源泉徴収税額	同上（注）未徴収税額を含む。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉) 控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者（特別）控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
26～32	控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
33～35	障害者の数	障害者の数を特別障害者その他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。

38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額	同上
40	住宅借入金等特別控除の額	同上
41	旧個人年金保険料の金額	同上
42	配偶者の合計所得	同上
43	旧長期損害保険料の金額	同上
44～47	受給者の生年月日	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。 この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」
48	夫あり	記録を省略する。
49	未成年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用	同上
51	〔本人が〕 特別障害者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52	その他の障害者	同上
53	老年者	記録を省略する。
54	寡婦	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年度)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。

55	寡夫	記録しないでください。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払い報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。
56	勤労学生	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職	同上
58	災害者	同上
59	外国人	同上
60～63	中途就・退職	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分には、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「令和2年9月30日 → 02,09,30」
64	〔他の支払者〕 住所(居所)又は所在地	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65	国外住所表示	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録する。
66	氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67	給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
68	徴収した税額	同上
69	控除した社会保険料の金額	同上
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上

71～73	他の支払者のもとを退職した年月日	書面による場合の記録に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「令和2年9月30日 → 02,09,30」
74～76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例) 租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含

		む。)で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。
80	住宅借入金等の額（1回目）	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。
81～83	住宅借入金等特別控除適用家屋 居住年月日（2回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。

84 住宅借入金等特別控除区分
(2 回目)

住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。

租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。

なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。

		おって、租税特別措置法第41 条第18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。
85	住宅借入金等の額（2 回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が 30 歳未満又は 70 歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に

		該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	同上
89	介護医療保険料の金額	同上
90	新個人年金保険料の金額	同上
91	16歳未満扶養親族の数	同上
92	国民年金保険料等の金額	同上
93	非居住である親族の数	同上
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
96	〔（源泉・特別）控除対象配偶者〕 フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。
97	氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。
98	区分	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住の場合には「01」、それ以外の場

		合には「00」を記録する。
99	個人番号	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
	[控除対象扶養親族(1)]	
100	フリガナ	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
101	氏名	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
102	区分	控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103	個人番号	控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
	[控除対象扶養親族(2)]	
104	フリガナ	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
105	氏名	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
106	区分	控除対象扶養親族(2)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。

107	個人番号	控除対象扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
108	[控除対象扶養親族(3)] フリガナ	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
109	氏名	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
110	区分	控除対象扶養親族(3)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
111	個人番号	控除対象扶養親族(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
112	[控除対象扶養親族(4)] フリガナ	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
113	氏名	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
114	区分	控除対象扶養親族(4)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。

115	個人番号	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
116	[16歳未満の扶養親族(1)] フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117	氏名	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118	区分	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119	個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
120	[16歳未満の扶養親族(2)] フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121	氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122	区分	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123	個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
124	[16歳未満の扶養親族(3)] フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125	氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126	区分	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

127	個人番号	16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
128	[16 歳未満の扶養親族(4)] フリガナ	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129	氏名	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130	区分	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131	個人番号	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
132	5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号	同上
134	普通徴収	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者	同上
136	条約免除	同上
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード	0 1 2 0 6 8 を記録する。
140	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新た

		に市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合は、記録を省略する。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

II. 公的年金等支払報告書について

1. 光ディスク等の規格

提出することができる磁気ディスク（FD）及び、光ディスク（CD・DVD）は、次に掲げるものとする。

種 類		FD	CD	DVD
サイズ		3. 5 インチ	1 2 c m	1 2 c m
規格		2 H D	C D - R	D V D - R
記憶容量		1. 4 4 M B	6 5 0 M B	片面 4. 7 G B
記 録 形 式	フ ォ ー マ ッ ト	M S - D O S （ F A T 形 式 ）	I S O 9 6 6 0 (L e v e l 2) / J o l i e t ※	
	フ ァ イ ル 形 式	C S V （ カ ャ マ 区 切 形 式 ）		
記録コード		シフト J I S		
漢字水準		J I S 第 1 水準及び第 2 水準		

※ 書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

※ FDは平成28年12月31日までに承認したもののみとする。

2. ファイルの仕様

ファイル名は、「331dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

（例）2枚のFDに分けて提出する場合

- ・ 1 枚目の F D に格納するファイル名 「331dat01.txt」
- ・ 2 枚目の F D に格納するファイル名 「331dat02.txt」

3. レコードの内容

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
項目名	法定資料の種類	整理番号 1	本支店等区分番号	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の電話番号	整理番号 2	提出者の住所（居所）又は所在地	提出者の氏名又は名称	訂正表示	年分	支払をうける者				生 年 月 日	所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分					
												住所又は居所	国外住所表示	氏 名	元号	年	月	日	支払金額	源泉徴収税額	未徴収税額	
入力文字基準	半角・ 3 文字	半角・ 10 文字	半角・ 5 文字以内	全角・ 60 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 15 文字以内	半角・ 13 文字	全角・ 60 文字以内	全角・ 30 文字以内	半角・ 1 文字	半角・ 2 文字	全角・ 60 文字以内	半角・ 1 文字	全角・ 30 文字以内	半角・ 1 文字	半角・ 2 文字	半角・ 2 文字	半角・ 2 文字	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
項目名	所得税法第 203 条の 3 第 2 号・第 5 号適用分				所得税法第 203 条の 3 第 3 号・第 6 号適用分				所得税法第 203 条の 3 第 7 号適用分				本人		源泉控除対象配偶者の 有無等		控除対象扶 養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額	
	支払金額	未払金額	源泉徴収税額	未徴収税額	支払金額	未払金額	源泉徴収税額	未徴収税額	支払金額	未払金額	源泉徴収税額	未徴収税額	特別障害者	その他障害者	老年者		老人	その他	特別障害者	その他		
入力文字基準	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 10 文字以内	半角・ 1 文字	半角・ 1 文字	半角・ 1 文字	半角・ 1 文字	半角・ 2 文字以内	半角・ 2 文字以内	半角・ 2 文字以内	半角・ 2 文字以内	半角・ 10 文字以内	

	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
項目名	控除対象扶養親族の数	摘要	障害者の数	本人		16歳未満の扶養親族の数	非居住である親族の数	提出義務者の法人番号	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の個人番号	源泉控除対象配偶者						控除対象扶養親族(1)			
	特定										特別障害者のうち同居	ひとり親・特別寡婦	寡婦・寡夫	フリガナ	氏名	区分	個人番号	配偶者の合計所得	48万円以下	フリガナ
入力文字基準	半角・2文字以内	全角・100文字以内	半角・2文字以内	半角・1文字	半角・1文字	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・13文字	半角・60文字以内	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	半角・10文字	半角・1文字	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字
	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79				
項目名	控除対象扶養親族(2)		16歳未満の扶養親族(1)		16歳未満の扶養親族(2)															
	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号												
入力文字基準	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字												
	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字												

4.レコードの作成要領

項目番号	項 目 名	記 録 要 領
1	法定資料の種類	「331」を記録する。
2	整理番号 1	税務署から連絡されている「整理番号 1（10 桁の数字）」を記録する（記録を省略しても差し支えない。）。
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。 （注）公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合は記録しない。
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 （例）「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号 2	税務署から連絡されている「整理番号 2（13 桁の数字）」を記録する（記録を省略しても差し支えない。）。
8	提出者の住所（居所）又は所在地	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称	記録を省略する。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の確定した年又は支払の年を和暦で記載する。なお、元年分～9 年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
12	[支払を受ける者] 住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。

15～18	生年月日	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。 この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」
	[所得税法第203条の3第1号・第4号適用分]	
19	支払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注1) 未払金額も含む。 (注2) 令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第1号適用分について記録する(以下、項番20から22までにおいて同じ。)
20	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額	同上 (注) 未徴収税額を含む。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
	[所得税法第203条の3第2号・第5号適用分]	
23～26	支払金額、未払金額、源泉徴収税額、未徴収税額	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第2号適用分について記録する。

27～30	[所得税法第 203 条の 3 第 3 号・第 6 号適用分] 支払金額、未払金額、源泉徴収税額、未徴収税額	所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分に準じて記録すること。 (注) 令和 2 年度（令和元年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 203 条の 3 第 3 号適用分について記録する。
31～34	[所得税法第 203 条の 3 第 7 号適用分] 支払金額、未払金額、源泉徴収税額、未徴収税額	所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分に準じて記録すること。 (注) 令和 2 年度（令和元年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 203 条の 3 第 4 号適用分について記録する。
35	[本人] 特別障害者	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。
36	その他の障害者	同上
37	老年人	記録を省略する。
38	源泉控除対象配偶者の有無等	書面による場合の記載に準じて記録する。 源泉控除対象配偶者を有する場合には「1」、有しない場合には「2」を記録する。 なお、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「3」を記録する。
39	[控除対象扶養親族の数] 老人	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	その他	同上
41	[障害者の数] 特別障害者	書面による場合の記載に準じて記録する。

42	その他	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	社会保険料の金額	同上
44	[控除対象扶養親族の数] 特定	書面による場合の記載に準じて記録する。
45	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、個人番号、生年月日（「元号」については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。
46	[障害者の数] 特別障害者のうち同居	書面による場合の記載に準じて記録する。
47	[本人] ひとり親・特別寡婦	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 （注）令和3年度（令和2年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、特別寡婦の該当の有無について、令和4年度（令和3年分）以降の公的年金等支払報告書を作成する場合は「ひとり親」の該当の有無について記録する。

48	寡婦・寡夫	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 (注) 令和3年度(令和2年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、寡婦・寡夫の該当の有無について、令和4年度(令和3年分)以降の公的年金等支払報告書を作成する場合は「寡婦」の該当の有無について記録する。
49	16歳未満の扶養親族の数	書面による場合の記載に準じて記録する。
50	非居住である親族の数	同上
51	提出義務者の法人番号	提出義務者の法人番号(13桁の数字)を記録する。 (注) 平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
52	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
53	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注) 平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
	[源泉控除対象配偶者]	
54	フリガナ	源泉控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録する。
55	氏名	源泉控除対象配偶者の氏名を記録する。
56	区分	源泉控除対象配偶者が、非居住の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
57	個人番号	源泉控除対象配偶者の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注) 平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
58	配偶者の合計所得	書面による場合の記載に準じて記録する。
59	48万円以下	源泉控除対象配偶者の合計所得の見積額が48万円以下(令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には38万円以下)である場合には

		「1」、それ以上の場合には「0」を記録する。
	[控除対象扶養親族（1）]	
60	フリガナ	控除対象扶養親族（1）の氏名のフリガナを記録する。
61	氏名	控除対象扶養親族（1）の氏名を記録する。
62	区分	控除対象扶養親族（1）が、非居住者の場合で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
63	個人番号	控除対象扶養親族（1）の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
	[控除対象扶養親族（2）]	
64	フリガナ	控除対象扶養親族（2）の氏名のフリガナを記録する。
65	氏名	控除対象扶養親族（2）の氏名を記録する。
66	区分	控除対象扶養親族（2）が、非居住者の場合で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」それ以外の場合には「00」を記録する。
67	個人番号	控除対象扶養親族（2）の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

	[16 歳未満の扶養親族（１）]	
68	フリガナ	16 歳未満の扶養親族（１）の氏名のフリガナを記録する。
69	氏名	16 歳未満の扶養親族（１）の氏名を記録する。
70	区分	16 歳未満の扶養親族（１）が、国内に住所を有していない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
71	個人番号	16 歳未満の扶養親族（１）の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
	[16 歳未満の扶養親族（２）]	
72	フリガナ	16 歳未満の扶養親族（２）の氏名のフリガナを記録する。
73	氏名	16 歳未満の扶養親族（２）の氏名を記録する。
74	区分	16 歳未満の扶養親族（２）が、国内に住所を有していない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
75	個人番号	16 歳未満の扶養親族（２）の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
76	受給者番号	支払者（提出義務者）において支払を受ける者に付設した番号を記録する。 （注）公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合には、特別徴収義務者コード（必須）＋共済整理番号（任意）を記録する。 （例）特別徴収義務者コードが 687 の場合 ○農林対象者（既裁定者）→687（義務者コード）＋農林共済整理番号（9 桁） ○農林対象者（年金機構にて新規裁定された者）→687（義務者コード）のみ

77	提出先市町村コード	0 1 2 0 6 8を記録する。
78	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。 なお、新たに市町村に公的年金等支払報告書を提出することとなったこと等により指定番号がない場合には、記録を省略する。 （注）公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合には記録しない。
79	修正前支払金額	公的年金から特別徴収を行う年金保険者が訂正表示「1」（無効）の公的年金等支払報告書を提出する場合のみ、修正前の支払金額の合計を記録する。

Ⅲ.共通事項

1.各項目の記録に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

ア. 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

(例) 法定資料の項目・・・・・・	×	1,200,000
	○	1200000

イ.記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する。
(C S V形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

(例)半角の項目が記録不要の場合・・・・・・ 前の項目,,後の項目

(2) 住所、居所又は所在地

ア. 都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

(例) ○ 東京都中央区銀座 1 - 1 - 1			
○ 中央区銀座 1 - 1 - 1			
○ 大阪市中心部中央区大手町 2 - 2 - 2			
×	中央区大手町 2 - 2 - 2	⇒	○ 大阪市中心部中央区大手町 2 - 2 - 2
(注) 政令指定都市については、市名を省略しない。			

イ. 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

(例) × 釧路市ヨネマチ 1 - 1 - 1	⇒	○ 釧路市米町 1 - 1 - 1	
×	釧路市よねまち 1 - 1 - 1	⇒	○ 釧路市米町 1 - 1 - 1
○ 釧路市星が浦大通 2 - 2 - 2			

ウ. ～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字については、省略しない。また、句読点等によって代替しない。

(例) × 神奈川 横浜 港北 新横浜	1 - 1 - 1	
×	神奈川、横浜、港北、新横浜、	1 - 1 - 1
○ 神奈川県横浜市港北区新横浜		1 - 1 - 1

エ. 都道府県、市町村、字等の区切は不要であるが、全角スペース 1 文字の区切りがあっても差し支えない。

- (例) ○ 北海道釧路市黒金町 7 - 5
○ 北海道□釧路市□黒金町□ 7 - 5
× 北海道、釧路市、黒金町、7 - 5
× 北海道□□釧路市□□黒金町□□ 7 - 5
(注) 「□」は、スペース 1 文字分を表す。

オ. 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

- (例) ○ 北海道釧路市黒金町 7 - 5
○ 北海道釧路市黒金町 7 ~ 5
× 北海道釧路市黒金町, 7, 5

カ. 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

キ. 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

ア. 個人の姓と名の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。

ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

イ. 個人の肩書等は記録しない。

- (例) × 税理士 釧路 太郎 ⇒ 釧路 太郎

ウ. 法人の代表者名等は記録しない。

- (例) × 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ ○ 総務産業株式会社

エ. 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えないが、この場合には必ずカッコ(全角)を付す。

- | | |
|----------------|------------|
| (例) ○ 総務産業 (株) | ○ (株) 総務産業 |
| ○ 総務産業 (株 | ○ 株) 総務産業 |
| × 総務産業 株) | × (株 総務産業 |
| × 総務産業 / 株 | × 株、総務産業 |

【組 織 名 の 略 称】

組 織 名	略 称	組 織 名	略 称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業連合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ、キヨウ	宗教法人	宗、シュウ、シユウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ、ギヨ		

(4) 外字等の取扱い

J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

ア. 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。

イ. 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

ウ. 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

(例) 「徳田」 ⇒ 「德田」 「齊藤」 ⇒ 「斉藤」

(5) 公的年金から特別徴収を行う年金保険者について

令和 7 年 1 月以降に公的年金等支払報告書（追加・訂正分）を紙運用から電子運用へ切り替えた公的年金の年金特別徴収義務者を指す。

2. 光ディスク等の提出にあたっての留意事項

① 光ディスク等の提出の際には、正本・副本の両方を提出する。

② 提出する媒体には、次の事項を明示する。

ア. 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。

※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

イ.磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜のラベルに次の記載事項を記載の上、貼付する。

【記載事項】

- | | | | |
|-----------|---------|------------|-------------|
| ① 提出先市長村名 | ② 提出者名 | ③ 提出者住所 | ④ 指定番号 |
| ⑤ 提出件数 | ⑥ 提出年月日 | ⑦ 正本・副本の区別 | ⑧ 総枚数及び一連番号 |
- ③ 提出された光ディスク等は返却しない。
- ④ 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウィルスに感染していないことを十分に確認する。

3. 光ディスク等の提出方法及び費用負担

- (1) 特別徴収義務者又は提出義務者（以下、「報告者」という）は、移送中の破損等が無いよう充分留意したうえ、毎年1月31日までに釧路市長へ提出するものとする。
- (2) 釧路市長は、特別徴収税額通知用光ディスク等を毎年5月15日までに、報告者へ送付するものとする。
- (3) 提出用光ディスク等及び、その作成・送付に要する費用は、報告者が負担し、税額通知用光ディスク等及び、その作成・送付に要する費用は釧路市長が負担するものとする。

4. 光ディスク等に他市町村居住者が混在していた場合の取り扱い

報告者から提出された光ディスク等に他市町村居住者が含まれていた場合、別紙1により関係市町村へ通知し、あわせて特別徴収義務者へ連絡するものとする。

5. 実施時期

この要領に基づく光ディスク等交換は、令和6年1月1日以後に提出する給与支払報告書から実施する。

年 月 日

釧 市 税 第 号

市（町村） 長 様

釧路市長

（公印省略）

光ディスク等により提出された給与支払報告書及び公的年金等支払報告書に係る

提出の誤りについて

個人の住民税について、当市に提出された光ディスク等（給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）に記録された下記の者については、貴市（町・村）において課税されるべきものと思われますので連絡します。

記

1. 特別徴収義務者又は提出義務者

住所（所在地）

氏名（名 称）

2. 納税義務者

住 所

氏 名

3. 給与支払額等の状況 別紙のとおり

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

第十七号様式別表（用紙日本産業規格 A 5）（第十条関係）

※										※種 別										※整 理 番 号										※																																																																																									
支 払 受 け る 者										※区分 住所										(受給者番号)																																																																																																			
																				(個人番号)																																																																																																			
																				(役職名)																																																																																																			
																				氏 名 (フリガナ)																																																																																																			
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																															
										内 千 円										千 円										千 円										内 千 円										千 円																																																																					
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配 偶 者 を 除 く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本 人 を 除 く。)										非居住者である親族の数																																																																					
有 無 等										老 人										特 定										老 人										そ の 他										人										内 人										人																																																	
有 無 等										千 円										人 従 人										内 人 従 人										人 従 人										人										内 人										人																																																	
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																																									
内 千 円										千 円										千 円										千 円										千 円										千 円										千 円																																																											
(摘要)																																																																																																																							
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額										円										旧生命保険料の金額										円										介護医療保険料の金額										円										新個人年金保険料の金額										円										旧個人年金保険料の金額										円																			
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除適用数										居住開始年月日 (1 回目)										年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										円										住宅借入金等 年末残高(1 回目)										円																																																	
										住宅借入金等特別控除可能額										円										居住開始年月日 (2 回目)										年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										円										住宅借入金等 年末残高(2 回目)										円																																							
(源泉・特別)控除対象配偶者										氏 名										区分										配偶者の合計所得										円										国民年金保険料等の金額										円										旧長期損害保険料の金額										円																																							
										個人番号																																								基礎控除の額										円										所得金額 調整控除額										円																																							
控除対象扶養親族										(フリガナ)										氏 名										区分										16歳未満の扶養親族										(フリガナ)										氏 名										区分										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																							
																				個人番号																																								個人番号																																																											
										1																																																		2																																																											
																				(フリガナ)										氏 名																				区分																																																																					
																				個人番号																																																		3																																																	
										2																																																																																																													
																				(フリガナ)										氏 名																				区分																																																																					
																				個人番号																																																																																																			
3																																																																																																																							
										(フリガナ)										氏 名										区分																																																																																									
										個人番号																																																																																																													
4																																																																																																																							
										(フリガナ)										氏 名										区分																																																																																									
										個人番号																																																																																																													
未 成 年 者										外 国 人										死 亡 退 職 者										災 害 乙 種										本人が障害者										基 礎 的 に 働 け ない 人										中 途 就 職 退 職										受 給 者 生 年 月 日																																																	
支 払 者										個人番号又は法人番号																																																																																																													
										住所(居所)又は所在地																																																																																																													
										氏名又は名称																																																																																																													

注) この給与支払報告書は、支払者の光ディスク等の情報に基づき、釧路市が作成したものです。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

公的年金等支払報告書(個人別明細書)																		※種 別		※整理番号		※					
支払を受ける者																		個人番号									
支払を受ける者		※区 分																									
		住 所																									
		(フリガナ)		生年 月 日		明 治		大 正		昭 和		平 成		令 和		年		月		日							
氏 名																											
区分				支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額																			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				千 円				千 円																			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																											
所得税法第203条の3第7号適用分																											
本 人				源泉控除対象配偶者の有無等				控除対象扶養親族の数				16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額									
特 別 障害者		その他の 障害者		ひとり親 寡婦		一般 老人		特定 老人		そ の 他		人		内		人		人		千 円							
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族																			
(フリガナ)				区分		配偶者の合計所得 円		(フリガナ)				区分		(フリガナ)				区分									
氏名						1		氏名				1		氏名													
個人番号				48万円以下				個人番号						個人番号													
(摘要)				2				(フリガナ)				区分				2				区分							
								氏名								氏名											
								個人番号								個人番号											
支 払 者		法 人 番 号																									
		所 在 地																									
		名 称														電 話 番 号											

注) この公的年金等支払報告書は、支払者の光ディスク等の情報に基づき、釧路市が作成したものです。